

監 理 課

1 建設業許可制度

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負う場合を除いて、建設業法の規定に基づき、土木、建築などの建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するため、建設業の許可、建設業法に基づく指導、監督を行っています。

■許可事業者数（令和7年3月31日現在） 知事許可…本県のみに営業所を設けているもの。
大臣許可…営業所を2以上の都道府県に設けているもの。

知事許可	大臣許可
5,600	81

※許可には種別ごとに一般建設業の許可と特定建設業の許可があります。特定建設業とは、建設工事の発注者から直接請け負った1件の建設工事について、その総額が一定額以上の下請契約を締結し、施工するための許可で、それ以外のものを一般建設業といいます。



2 入札・契約制度

■滋賀県において実施している入札制度

（令和7年4月1日現在）

区 分	発注金額等	入札方式		
工 事	27億2千万円以上	WTO一般競争入札		紙入札
	27億2千万円未満 2億円以上	総合評価 総合評価（特別簡易型） 価格競争	制限付一般競争入札 簡易型一般競争入札 事後審査型一般競争入札	電子入札
	2億円未満	総合競争（特別簡易型） 価格競争	簡易型一般競争入札 事後審査型一般競争入札	
委 託	2億7千万円以上	公募型競争入札		紙入札
	2億7千万円未満	総合評価 価格競争	制限付一般競争入札 簡易型一般競争入札 事後審査型一般競争入札	電子入札

■建設工事等入札参加業者数の推移

年度	建設工事		コンサルタント		土木施設維持管理		計
	県内	県外	県内	県外	県内	県外	
R7	1,583	815	182	629	520	38	3,767
R6	1,529	833	175	654	478	42	3,711
R5	1,512	775	188	622	476	41	3,614

■入札監視委員会

入札・契約手続きの適正な執行を図り、その透明性、客観性、競争性を確保するため、公正かつ独立した第三者機関として『入札監視委員会』を設置し、年3回程度開催しています。

■建設工事等入札関連手続の電子化

建設工事等の競争入札参加資格申請について、令和4年度よりシステムでの申請受付を行っています。このシステム化により競争入札参加資格有資格者名簿の変更届の受付や、年度途中の競争入札参加資格申請も可能となり、令和5年度より運用を開始しています。これにより、建設工事等の入札に係る手続きについては概ね電子化が進み、事業者の負担軽減と業務の効率化を図っています。また、競争入札参加資格申請受付システムについては県内全市町との共同利用を行っており、受発注者双方の業務の省力化やシステム運用経費の抑制に努めています。

3 公共事業の評価

公共事業の効率性およびその実施過程の透明性をより一層向上するため、平成10年度から公共事業の評価システムを導入しています。学識経験者など第三者委員13名を構成員とする「滋賀県公共事業評価監視委員会」を設置し、事業実施主体が行う評価やその結果を踏まえて作成する方針（案）に対して審議を行い、必要に応じて知事に意見具申を行います。

用 地 事 業 支 援 課

1 公共用地の取得に向けた支援体制の整備と地籍調査の推進

公共事業の用に供する用地の取得等については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」等の適正な運用により、公平で公正な補償を行っています。用地取得の業務は専門性が高く広範な知識が必要なことから、各土木事務所における補償額算定や用地交渉等の業務を支援するとともに、関係職員の育成に取り組めます。また、土木交通部以外の庁内各部局に対しては、土地造成工事等の積算や工事監督など技術的な知識・経験が必要となる業務を支援し、事業の円滑な推進を図ります。

また、今年度から地籍調査の関連業務は用地関係業務の組織を強化し新設した当課で担当し、市町と密に情報共有をしながら効果的な調査を推進していきます。

■令和6年度用地取得実績（単位:千円）
（一般会計、土地取得事業特別会計、土地開発基金）

用地取得額	補 償 額	実績額計
793,079	1,720,608	2,513,687